

# 公立大学法人富山県立大学個人情報保護規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

公立大学法人富山県立大学が保有する個人情報（富山県個人情報保護条例（平成 15 年富山県条例第 1 号）第 2 条第 3 項に規定する保有個人情報をいう。）に関する富山県個人情報保護条例の施行については、富山県知事が保有する個人情報の例による。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。